

八王子市立甲ノ原中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立甲ノ原中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識をもつ。
- 令和8年度の重点項目
いじめ未然防止に努め、いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 全ての教職員が自らの問題として受け止め、徹底して取り組む。
- 生徒との信頼関係を育み、相談しやすい関係を構築する。
- いじめが疑われるケースについても情報を共有し、学校いじめ対策委員会で報告、検討する。（組織として対応）

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日 9時50分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

教員が把握したいじめ・生徒への聞き取りが疑われる事実は、学年で共有し、学校いじめ対策委員会に報告する。いじめであるか否かを判断し、認知したいじめについては、具体的な対応の進め方について協議し、組織的に対応する。保護者へ説明し、学校としての対応を伝える。いじめの解消は、学校いじめ対策委員会で以下の2つの条件等をもとに判断する。①いじめが止んでいる状態が3か月以上継続していること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの防止等に関する教員研修

- 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 「重大事態の理解と対応」
- 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 特別の教科 道徳の授業
- 八王子市いのちの大切さを共に考える日
- SOS の出し方に関する授業
- いじめ防止プログラム授業
- メディアリテラシー教育
- がん教育
- 赤ちゃんふれあい事業

SOS の出し方に関する授業

総合・学活 において、1学期中に全クラスで実施する。ワークシートにストレスへの対処法を考えて記入するとともに、友達の対処法について考える。信頼できる大人へ相談できるようにする。
困った時や悩んだ時の相談機関や連絡先を周知する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

全学年で道徳の授業において、いのちの大切さについて考える題材を取り扱い、生徒一人一人が命の大切さについて考える。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・日々の学校生活で、生徒の個性を尊重し、肯定的な言葉をかけ、自信につなげる。失敗した際も、次につながる前向きな声掛けをする。
- ・教員と生徒が話しやすい関係を築く。
- ・授業において、話し合い活動や考えることを増やし、言語化能力を高め、気持ちを言葉にして吐き出せるようにする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。